

# 生成AIと著作権法

---

AI学習のための著作物利用が適法なのはなぜか？

早稲田大学法学学術院

上野達弘

# はじめに



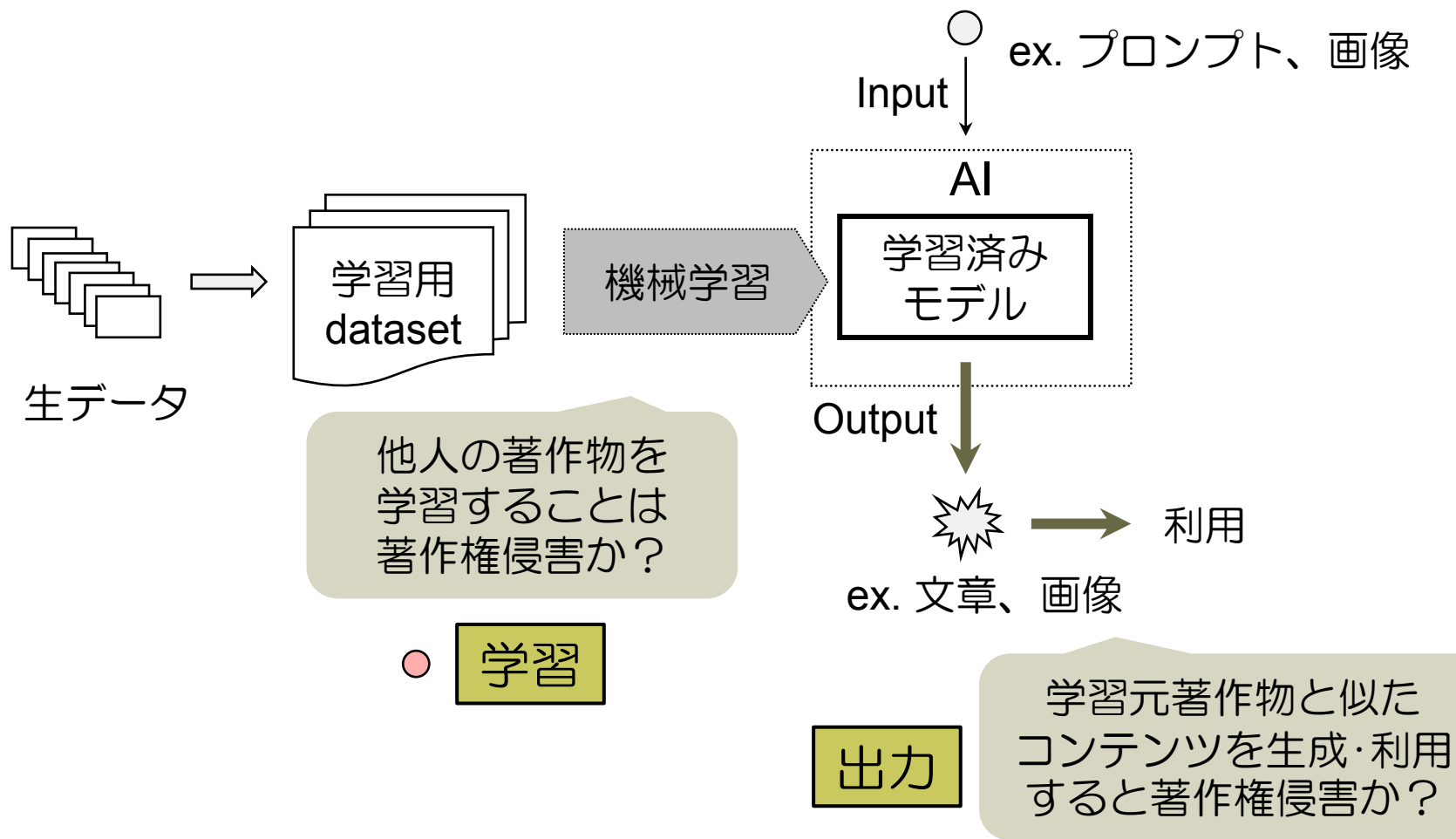
上野 達弘  
(うえの・たつひろ)

- 1994年 京都大学法学部卒業
- 1999年 同博士後期課程単位取得退学
- 2001年 成城大学法学部専任講師
- 2004年 立教大学法学部助教授
- 2010年 マックスプランク研究所客員研究員
- 2013年 早稲田大学法学学術院教授

著作権法学会(理事)、日本工業所有権法学会(常務理事)、法とコンピュータ学会(理事長)等  
(過去の歴任)

- 知的財産戦略本部・メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議(委員)
- 知的財産戦略本部・AI時代の知的財産権検討会(委員)
- 文化審議会著作権分科会(委員)

# 論点



# 情報解析と著作権

著作権法30条の4第2号

2018年改正後

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら**享受**し又は他人に**享受**させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

<略>

二 **情報解析**(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。..)の用に供する場合

<以下略>

# 国際比較

日本は世界で最も早く  
情報解析の規定を導入

|             | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Japan       |      | →    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| UK          |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| Germany     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| EU          |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| Switzerland |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| Singapore   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

# 日本法の特徴

主体

- 限定なし（例：研究機関）

目的

- 限定なし（例：研究、非営利）、オプトアウトなし

客体

- 適法アクセス要件／適法ソース要件なし

行為

- 限定なし（例：複製）

定義

- コンピュータ使用要件なし

限定

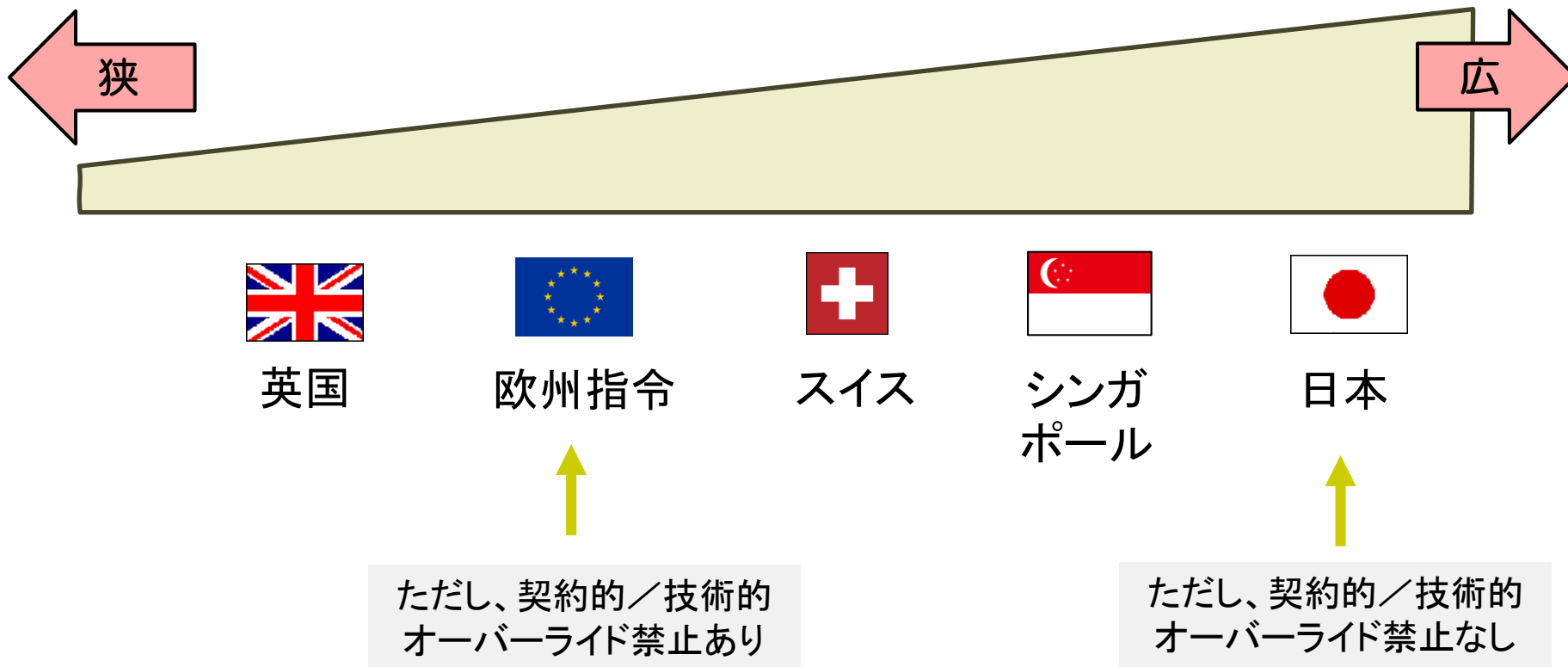
- 但書あり
- 契約的／技術的オーバーライド禁止なし

# 国際比較

|                  | 英国 | 欧州指令              | スイス | シンガポール            | 日本 |
|------------------|----|-------------------|-----|-------------------|----|
| 非営利目的            | ○  | ○                 | ○   | ○                 | ○  |
| 営利目的             |    | ○<br>(ただしオプトアウト可) | ○   | ○                 | ○  |
| 複製以外の行為          |    |                   |     | ○<br>(検証or共同研究のみ) | ○  |
| 非適法アクセス<br>コンテンツ |    |                   |     |                   | ○  |
| 契約的オーバーライド禁止     | あり | あり<br>(学術研究目的のみ)  |     | あり                |    |
| 技術的オーバーライド禁止     |    | あり                |     |                   |    |

# 国際比較

厳密には複雑  
(例: 学術研究目的)





# 日本からの発信



T. UENO: Copyright Issues on Artificial Intelligence and its "creation"

Seoul Copyright Forum (1 November 2016, Seoul)

# 日本からの発信



辻井潤一(AIST)・丸山宏(Preferred Networks)  
・清水亮(UEI)・上野達弘  
(所属はいずれも当時)



T. UENO: Copyright Issues on Artificial Intelligence and Machine Learning

The First International Workshop on Sharing and Reuse of AI Work Products, IJCAI-17 (18 August 2017, Melbourne)

# 日本からの発信

## コラム：機械学習パラダイス (上野達弘)

RCLIP 2017年9月9日

最近、外国で講演する機会が多い。2011年にドイツ留学を終えて以降、いろいろと引き受けているうちに招かれることが増え、今年の予定はすでに5回（ミュンヘン、ジュネーブ、メルボルン、北京、ソウル）を超えている。

### AIと知財

テーマは様々だが、最近多いのがAI（人工知能）をめぐる知財問題。2016年11月にはソウルで開かれた[Seoul Copyright Forum](#)でこれについて話したのをはじめ、また2017年8月にはメルボルンで開かれた[国際人工知能会議（IJCAI）](#)でもこれを取り上げた。このテーマが外国で注目されやすいのは、内閣府・知的財産戦略本部における検討など、日本で盛んな議論が展開されていることにもよるが、実はもう一つ大きな理由がある。それが、著作権法47条の7だ。

### 著作権法47条の7という規定



RCLIPコラム（2017年9月9日）

情報解析と著作権——「機械学習パラダイス」としての日本

745

## Article 情報解析と著作権—— 「機械学習パラダイス」としての 日本

Data Mining and Copyright: Japan as "Paradise for Machine Learning"

上野 達弘 早稲田大学法学術院  
Tatsuhiko Uno Faculty of Law, Waseda University  
uno@waseda.jp, https://www.waseda.jp/uno/

keywords: copyright, copyright exception, text-and-data mining, machine learning, artificial intelligence.

### 1. はじめに

とかくドメスティックになりがちな（日本の）法学分野において、できるだけ国際的な発信を心掛けている者にとって、近時最大の持ちネタが、「情報解析のための権利制限」という著作権法上の規定である。これは、日本法の中で詳しく外国に自覚できるものだからである。

簡単にいうと、この規定によって、機械学習など情報解析を目的とするために、著作権等のあるコンテンツを自由に利用できるのである。したがって、この規定は人工知能の研究開発にとっても極めて有用な規定はらずである。諸外国にも同様の規定を設ける動きはあるが、日本はと広範囲で強力な規定が見られない。

日本は、世界に何を見ない\*「機械学習パラダイス」なのである（上野 17a, 上野 18a）。著者自身、このことを

2017年8月19日にメルボルンで行われた国際人工知能会議（IJCAI）のワークショップにおいて報告して以来「上野17a」国内のさまざまな機会でもアピールしてきた\*1。ただ、筆者の力不足のせいか、このことは野心的な日本国内の人工知能研究者の方々に十分知られていないようである。しかし、この規定は、2019年に紀元されたところでもあり、今後はビジネスの世界を含めますます幅広い活用が望まれるところである。そこで、本稿は、人工知能学会との協力を得て、日本の著作権法における「情報解析のための権利制限」規定がいかに有用なものであるかを、改めて論じるものである\*2。

### 2. 前提——著作権という権利

一般に、我々が接するコンテンツ（例：写真、音楽、文章）には、著作権の対象となっているものが多い。もちろん、レングワットの範囲のように保護期間を経過した著作物には著作権がないし、また、気象データのような事実情報にも著作権はない。しかし、著作権という創作性さえあれば発生するため、一般の法人が作成した写真やイラストなどにも著作権が存在する。その結果、世の中のコンテンツの多くには著作権があるといえるであろう。そして、著作権というは、原則として著作物の死後70年もの長期にわたって存続するものである（著作権法51条2項）。また、パロディの音楽のように著作権のない著作物であっても、これを演奏して録音したCDには演奏者やレコード会社の著作権発権というものがあられ、これも音楽や発行から70年間にわたって存続するのである（同法101条2項）。

こうした権利は排他的権利と呼ばれ、権利者は他人の利用を禁止・排除することができる。逆にいうと、権利者の許諾を得ないで著作物等を無断利用すると著作権等

\*1 国際知能会議への寄稿（上野 21a）のほか、以下に示す国内外での講演を行っている。上野達弘「人工知能と著作権」情報処理学会シンポジウム第6巻名古屋大会（2017年3月18日）；同「人工知能と機械学習と知財財産権——平成30年著作権法改正による機械学習パラダイスとしての日本——」は「はなな「ユビクワットの会」第4回国際高等研究所（2018年7月25日）；第1回「ユビクワットの会」人工知能をめぐる著作権上の課題（東京弁護士会（2018年10月9日））；T. Uno, The "flexible" copyright exceptions introduced in Japan: A future model for European civil law countries?, 2nd IP Researchers Europe Conference (IPREC) in Geneva (29 June 2019)；T. Uno, Text-and-data mining exception, challenges of the directive 2019/79 on copyright and related rights in the digital single market, Jagellonian University in Cracow (25 Oct. 2019)；T. Uno, The "flexible" copyright exception in civil law countries: 2018 Amendment in Japan and the future model for Europe?, Jagellonian University, Cracow IP Colloquium (11 Dec. 2019)；T. Uno, The "flexible" Japanese copyright exception: A model for Europe?, Workshop Japanese IP Law, Goethe University Frankfurt am Main on 11 Feb. 2020；T. Uno, Copyright exception for text-and-data mining: Japan as "paradise for machine learning", 2nd IPRA Conference in Jakarta (28 Feb. 2020)；T. Uno, Copyright exception for text-and-data mining and its justification, IJCAI Congress in Madrid (30 Sept. 2021).

\*2 詳しくは、著者による文庫（上野 17c, 上野 18b）も参照されたい。

上野達弘「情報解析と著作権——  
『機械学習パラダイス』としての日本」  
人工知能36巻6号745頁（2021年）

# 日本からの発信

## コラム：機械学習パラダイス (上野達弘)

RCLIP 2017年9月9日

最近、外国で講演する機会が多い。2011年にドイツ留学を終えて以降、いろいろと引き受けているうちに招かれることが増え、今年の予定はすでに5回（ミュンヘン、ジュネーブ、メルボルン、北京、ソウル）を超えている。



### AIと知財

テーマは様々だが、最近多いのがAI（人工知能）をめぐる知財問題。2016年11月にはソウルで開かれた[Seoul Copyright Forum](#)で[これについて話した](#)のをはじめ、また2017年8月にはメルボルンで開かれた[国際人工知能会議 \(IJCAI\)](#)でも[これを取り上げた](#)。このテーマが外国で注目されやすいのは、内閣府・知的財産戦略本部における検討など、日本で盛んな議論が展開されていることにもよるが、実はもう一つ大きな理由がある。それが、著作権法47条の7だ。

著作権法47条の7という規定

RCLIPコラム(2017年9月9日)

# 最近の議論

情報解析規定に  
対する懸念も

## 知的財産推進計画2023（2023年6月9日）

2018年の著作権法改正では、いわゆる柔軟な権利制限規定の1つとして、著作権法第30条の4の規定（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）が整備され、AIが学習するためのデータの収集・利用等の行為についても、同条第2号の規定に基づき、著作権の権利制限が及ぶこととされた。その際、当該権利制限については、同条ただし書の規定により「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には適用されないことを定めている。AI技術の進展に伴い、この「不当に害することとなる場合」の要件に該当する場合について、指摘がなされるようになってきている。

・以上の状況に鑑み、AI生成物の著作物性やAI生成物を利用・公表する際の著作権侵害の可能性、学習用データとしての著作物の適切な利用等をめぐる論点について、生成AIの最新の技術動向、現在の利用状況等を踏まえながら、

- ・ AI生成物が著作物と認められるための利用者の創作的寄与に関する考え方
- ・ 学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する考え方
- ・ AI(学習済みモデル)を作成するために著作物を利用する際の、著作権法第30条の4ただし書に定める「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」についての考え方

などの論点を、**具体的事例に即して整理し、考え方の明確化を図る**ことが望まれる。

(施策の方向性)

- ・ 生成AIと著作権との関係について、AI技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、**具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討する。**



# 最近の議論

情報解析規定に  
対する懸念も

## 文化審議会著作権分科会・法制度小委員会（令和5年度）

- 第1回（2023年7月26日）
- 第2回（2023年9月5日）
- 第3回（2023年10月16日）
- 第4回（2023年11月20日）…「骨子案」の提示
- 第5回（2023年12月20日）…「**素案**」の提示
  - 第1改訂版（12月27日付）に関する委員間の意見募集（12月27日～1月4日）→10名
- 第6回（2024年1月15日）
  - 第2改訂版（1月15日付）に関する委員間の意見募集（1月16日～1月17日）→3名
  - パブコメ実施版（1月23日付）に関する**パブコメ**実施（1月23日～2月12日）
- 第7回（2024年2月29日）…「考え方（素案）」の承認

24,938件  
（団体73）

## 文化審議会著作権分科会（23期）

- 第69回（2024年3月19日）…法制度小委「考え方」の報告

# 「考え方」

資料1

## AIと著作権に関する考え方について

令和6年3月15日

文化審議会著作権分科会法制度小委員会

- この文書(「本考え方」)は、生成 AI と著作権に関する考え方を整理し、周知すべく、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において取りまとめられたものである。
- 本考え方は、その公表時点における、本小委員会としての一定の考え方を示すものであり、本考え方自体が法的な拘束力を有するものではなく、また現時点で存在する特定の生成 AI やこれに関する技術について、確定的な法的評価を行うものではないことに留意する必要がある。
- 今後も、著作権侵害等に関する判例・裁判例をはじめとした具体的な事例の蓄積、AI やこれに関連する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等が予想されることから、引き続き情報の把握・収集に努め、必要に応じて本考え方の見直し等の必要な検討を行っていくことを予定している。

## 文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会 「AIと著作権に関する考え方について」

### 【概要】

令和6年4月  
文化庁著作権課

- この資料は、文化審議会著作権分科会法制度小委員会で取りまとめられた「AIと著作権に関する考え方について」(以下「考え方」)の概要をまとめたものです。正確な記載内容は「考え方」本体をご確認ください。
- 「考え方」は、現行の著作権法の解釈について、公表時点における、小委員会としての一定の考え方を示すものです。「考え方」それ自体は法的な拘束力を有するものではなく、また現時点で存在する特定の生成 AI やこれに関する技術について確定的な法的評価を行うものではありません。

概要版

文化審議会著作権分科会法制度小委員会  
「AIと著作権に関する考え方について」(2024年3月15日)

# 報道

NHK



## 「AIと著作権に関する考え方」の案が示される 文化庁

2024年2月29日 18時51分



## 「AIと著作権に関する考え方」の案が示される 文化庁

2024年2月29日 18時51分



# 報道

07 NEWS NNN

現行法の著作権法では、開発段階における生成AIの学習について規制を行っていませんが、今回示された考え方では、特定のクリエイターの作品を集中的に学習させる行為や、特定の作品やクリエイターの作風を生成AIを使って故意に複製しようとする行為などが、著作権の侵害にあたる可能性があるとしています。

<https://news.yahoo.co.jp/articles/80fd17d5487ca8f98b9cddbfe383600eb513388d>

朝日新聞  
DIGITAL

著作権侵害になりうる事例として、すでにある著作物の表現を出させるために学習させる、データベースがパスワードなどでアクセスを防いでいるのに学習させる、といった場合を挙げた。一方で、著作者がAIによる学習に反対の意思を示している場合や、生成された作品の作風や画風が既存の著作物に似ている場合でも、それだけでは必ずしも著作権侵害には当たらないとした。

<https://xsearch-asahi-com.waseda.idm.oclc.org/kiji/detail/?1713103204393>

日本経済新聞

取りまとめた考え方では、無断でAIに学習させた場合に著作権侵害の恐れがある例として、報道機関や出版社などが複製防止の対策を講じ、将来的に販売する可能性があるデータベースをあげた。

特定のクリエイターの作品のみを学習させたAIの生成物も、権利侵害にあたる可能性があるとして指摘した。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUE202F30Q4A220C2000000/>

# 報道

---

権利侵害になり得る例に、報道機関や学术论文の出版社などがデータベースとして有償提供する情報を無償で使う場合を挙げた。集約して販売されることが見込まれるデータを複製防止といった技術的対策が講じられているにもかかわらず、不正に学習した場合も該当し得るとした。



生成AIがイラストなどを作った際、作風が似ている程度なら権利侵害に当たらないとした。ただ特定のクリエイターと「創作表現が共通している」と認められる場合は、侵害に当たる可能性があるとの見方も示した。

利用者がAIに質問した際の回答に著作物の一部が含まれる場合も法に触れる恐れがあるが、短い引用のような「軽微利用」は認められるとした。

<https://nordot.app/1135856842420142179>

# 「考え方」 主要論点 (権利制限関係)

## 著作権法30条の4第2号

非享受  
利用

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら**享受**し又は他人に**享受**させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

二 **情報解析** (多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。..)の用に供する場合

但書

情報解析

1

非享受目的

享受目的併存型

2

但書

特化型AI/スタイル大量出力

# 享受目的並存型

「情報解析」は常に非享受利用か？

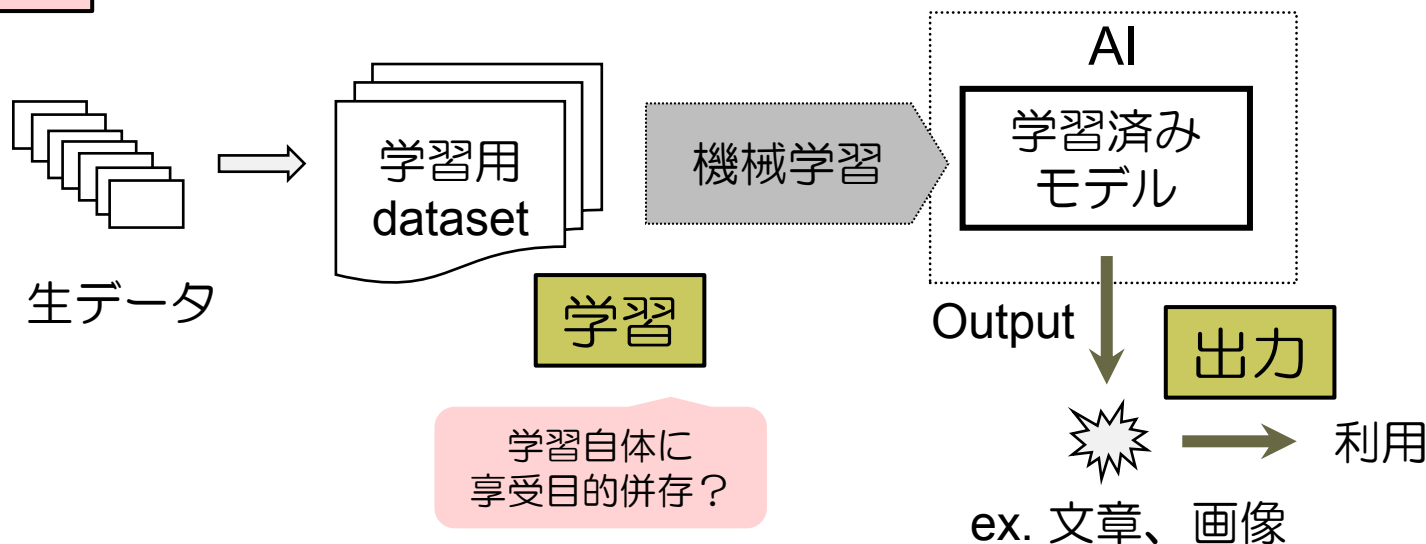
## 著作権法30条の4第2号

非享受利用

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら**享受**し又は他人に**享受**させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

二 **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。…）の用に供する場合

情報解析



学習自体に享受目的併存？

# 享受目的並存型

考え方

19頁～

- 他方で、一個の利用行為には複数の目的が併存する場合もあり得るところ、法第30条の4は、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定していることから、この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなる。
- そのため、ある利用行為が、情報解析の用に供する場合等の非享受目的で行われる場合であっても、この非享受目的と併存して、享受目的があると評価される場合は、法第30条の4は適用されない。

例

20頁

既存の学習済みモデルに対する追加的な学習（そのために行う学習データの収集・加工を含む）のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、著作物の複製等を行う場合。

意図的に学習元著作物の創作的表現を出力させる目的があった場合は30条の4の適用外

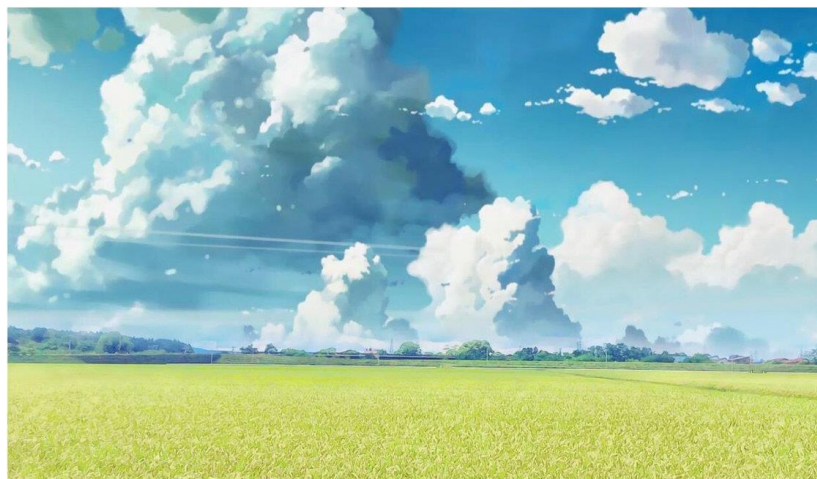
# 享受目的並存型

## 検討例

新海誠「秒速5センチメートル」



Everfilter



開発段階において学習元著作物の創作的表現を  
出力させる目的があったとすれば30条の4の適用外

Everfilter配信停止  
(2016.12.7)

# 「考え方」 主要論点 (権利制限関係)

## 著作権法30条の4第2号

非享受  
利用

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら**享受**し又は他人に**享受**させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

二 **情報解析**(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。..)の用に供する場合

但書

情報解析

1

非享受目的

享受目的併存型

2

但書

特化型AI/スタイル大量出力



# 但書①特化型A I

考え方

23頁

- 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。
- 著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には**該当しないと考えられる**。他方で、この点に関しては、本ただし書に規定する「著作権者の利益」と、著作権侵害が生じることによる損害とは必ずしも同一ではなく別個に検討し得るといった見解から、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする**意見が一定数みられた**。

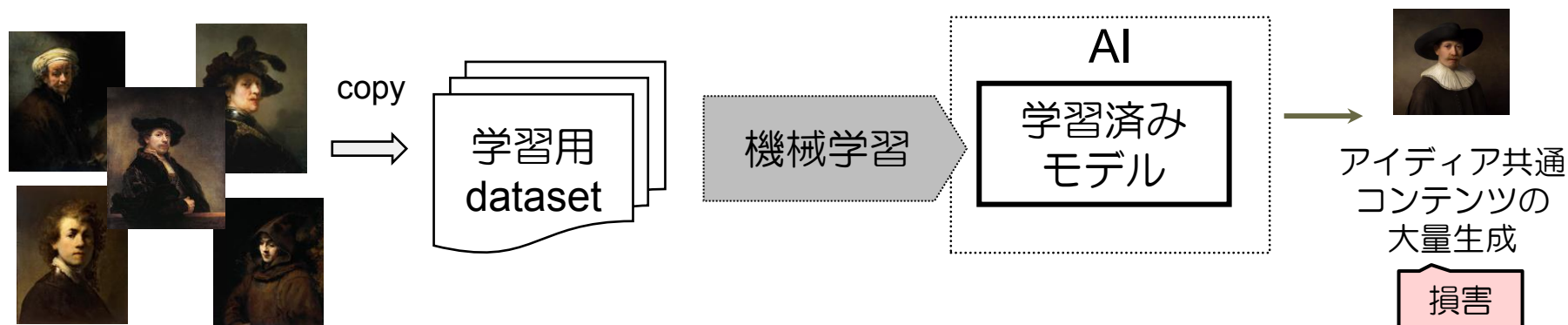
修文を繰り返した結果、複数の委員(福井委員、中川委員、島並委員等)による反対意見を(ここだけ本文に)記載



# 但書①特化型A I

## 課題

- 著作権保護されないアイデアの大量利用によって生じる損害は「著作権者の利益」の損害と言えるか？
- AIがアイデア共通コンテンツを生成することは、「当該著作物の・・・利用」か？
- 但書に当たる(=権利侵害に当たる)のは、いつ、どの行為か？
- 30条の4柱書本文の適用例として異論のないコンピュータプログラムのリバースエンジニアリングについても、但書に当たる余地があることにならないか？
- 大量生成が想定される以上、特化型AIの開発を萎縮してしまうのではないか？



# 情報解析規定の正当化

---

- 1 公益アプローチ
- 2 権利間調整アプローチ
- 3 内在的制約アプローチ

AI学習のための著作物利用は、なぜ、著作権侵害に当たらないのか？

# 情報解析規定の正当化

## 1 公益アプローチ

イノベーションの促進という観点から  
情報解析の許容を正当化する考え

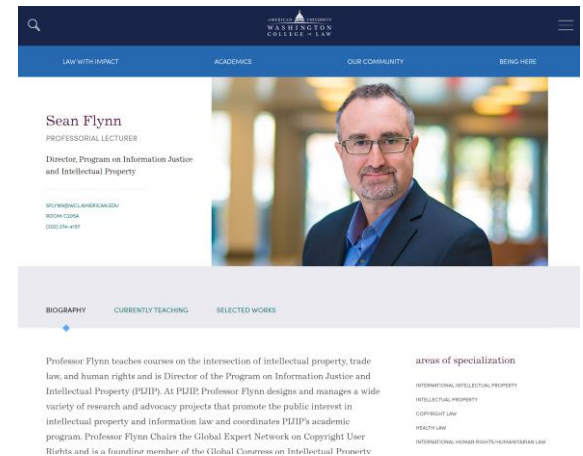
### 欧州DSM指令前文8

広く認識されているのは、テキストおよびデータマイニングが、とりわけ、研究者の社会に利益をもたらし、これによりイノベーションを支えることができるということである。

# 情報解析規定の正当化

## 2 権利間調整アプローチ

基本権としての「研究する権利」(Right to research)との調整という観点から情報解析の許容を正当化する考え



Sean Flynn, Luca Schirru, Michael Palmedo and Andrés Izquierdo, 'Research Exceptions in Comparative Copyright' (2022) PIJIP/TLS Research Paper Series no.75

Christophe Geiger and Bernd Justin Jütte, 'Conceptualizing a "Right to Research" and Its Implications for Copyright Law: An International and European Perspective' (2022) PIJIP/TLS Research Paper Series no.77.

# 情報解析規定の正当化

## 3 内在的制約アプローチ

著作権の本来的範囲の観点から情報解析の  
許容を正当化する考え

### 著作権法21条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

### 著作権法30条の4第2号

非享受  
利用

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら**享受**し又は他人に**享受**させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

二 **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。…）の用に供する場合

# 享受／非享受

享受

「著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得る」行為

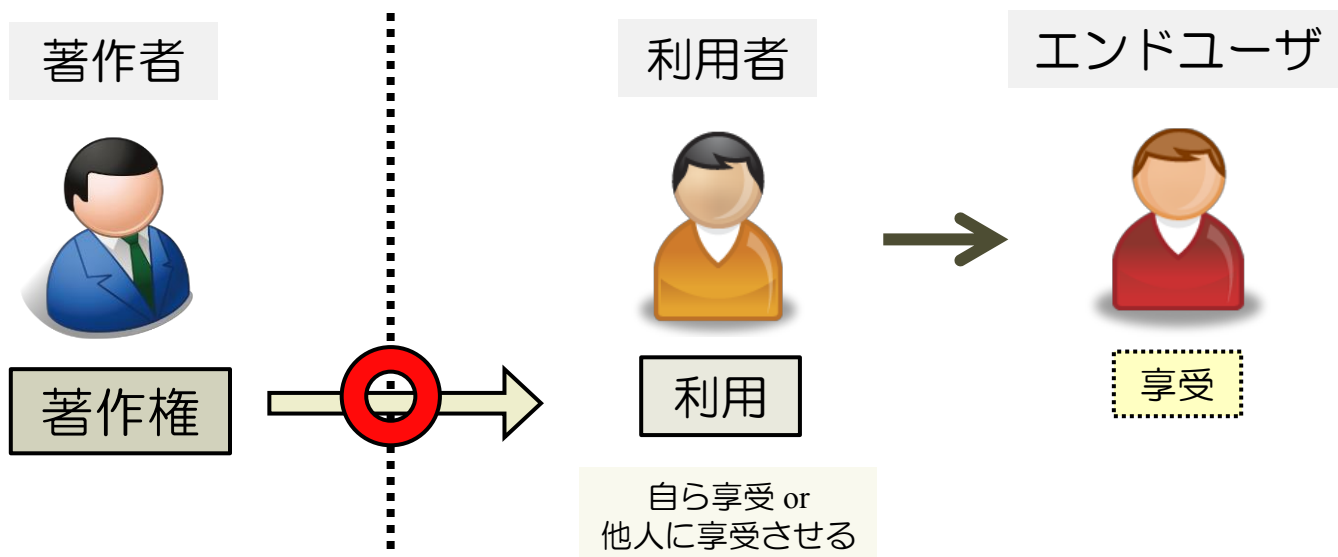


鑑賞

(プログラムの)実行

## 基本的な考え方

著作権 目 著作物を(自らor他人が)享受する利用をコントロールする権利



著作権は、著作物を誰かが**享受**する利用行為に及ぶべき

例 書籍出版、放送、映画上映  
新聞記事の企業内複製

# 享受／非享受

享受

「著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得る」行為

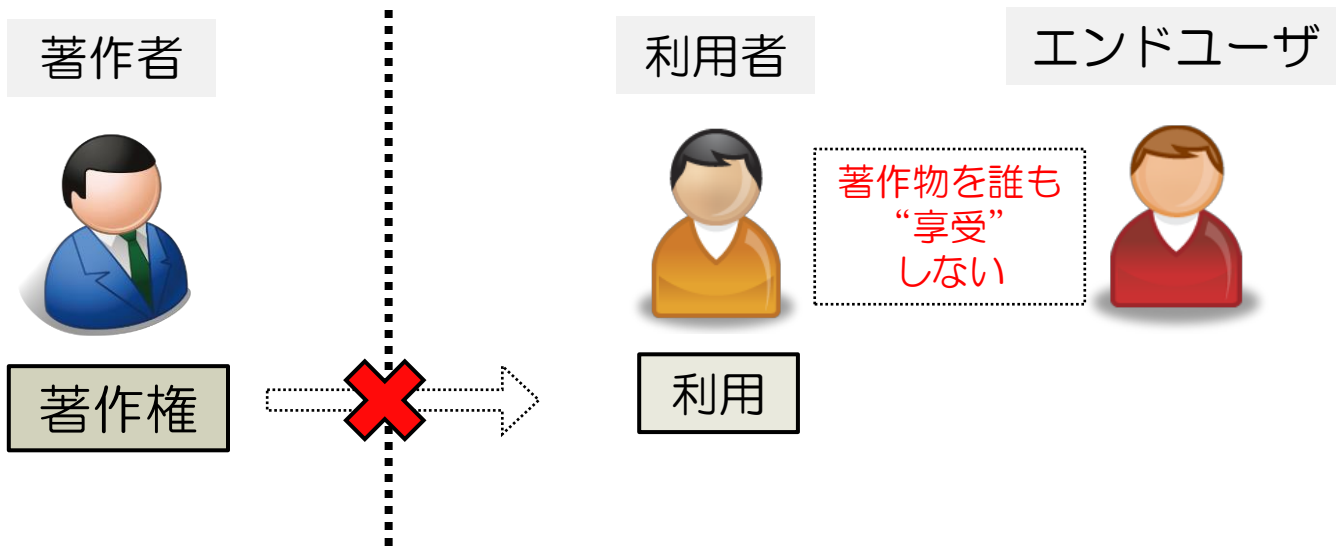


鑑賞

(プログラムの)実行

## 基本的な考え方

著作権 目 著作物を(自らor他人が)享受する利用をコントロールする権利



著作物を誰も**享受**しない場合は、形式的には著作物利用があっても著作権が及ぶ必要はない

例

技術開発試験、情報解析  
リバースエンジニアリング

# 情報解析規定の正当化

## 3 内在的制約アプローチ

### 著作権の本来的範囲の観点から情報解析の 許容を正当化する考え

第三に、著作権の本来的範囲の観点から情報解析の許容を正当化する考えである。これは、他の権利や公益との調整ではなく、いわば積極的な保護の必要性を欠くことを理由に、著作権という権利の内在的制約として情報解析規定を正当化するものと位置づけられる(内在的制約アプローチ)。

日本法上の情報解析規定は、形式的には「権利制限」であるが、平成30年改正によって設けられた著作権法30条の4の趣旨は、この内在的制約アプローチに近いと言える。というのも、同改正の立法過程においては、著作物の非享受利用は、「**著作物の本来の利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型**」(いわゆる第一層)と位置づけられ、情報解析についても、「通常、著作物の享受に先立つ利用行為ではなく、権利者の対価回収の機会を損なうものではない」と説明されているように、情報解析のような非享受利用は、著作権という権利の本来的な範囲に属さないという観点から、情報解析規定が正当化されていると考えられるからである。このような考えは、形式的には登録商標の「使用」(商標法2条3項)があるとしても、それが出所表示機能や自他商品識別機能を発揮する態様でない場合は「商標としての使用」ではなく、商標法が保護する利益が害されたとは言えないため、商標権侵害に当たらないとする「商標的使用論」(平成26年改正[同年法律第36号]により同法26条1項6号として明文文化)とも共通性があると言えよう。



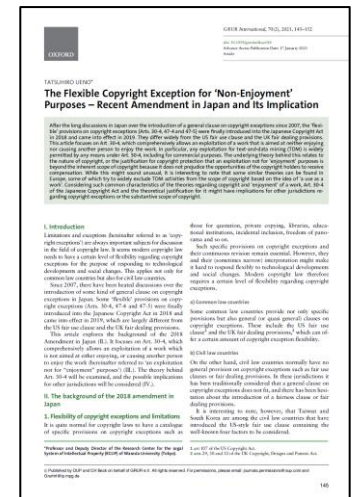
# 情報解析規定の正当化

## 3 内在的制約アプローチ

著作権の本来的範囲の観点から情報解析の  
許容を正当化する考え

諸外国にも同様の発想が見られる

- “Use as a work” (Alain Strowel)
- “Reasonable exploitation” (Ole-Andreas Rognstad & Joost Poort)
- “Redefined scope of exploitation” (Séverine Dusollier)
- “Exploitative uses” (Bernt Hugenholtz)



Tatsuhiko Ueno, *The Flexible Copyright Exception for "Non-Enjoyment" Purposes: Recent Amendment in Japan and its Implication*, 70(2) *GRUR International* 145-152 (2021)

# 情報解析規定の正当化

諸外国にも同様の発想が見られる

“Even without an express exception we can rely on the implicit requirement that the reproduction involves **a use as a work**. Such use as a work does not exist in the case of TDM, nor in other cases involving copying for deriving information or checking conduct (e.g. to identify plagiarism). As stated by the Court in Authors Guild v. Google, Inc., “the purpose of Google’s copying of the original copyrighted books is to make available significant information *about those books*, permitting a searcher to identify those that contain a word or term of interest” (emphasis added). This analysis of the act of copying strongly weighs in favour of fair (i.e. highly transformative) use. In the EU, the requirement of **use as a work** can help to reach the same outcome.

Rossana Ducato / Alain Strowel, Limitations to Text and Data Mining and Consumer Empowerment: Making the Case for a Right to “Machine Legibility”, IIC 2019,667 et seq.

# 情報解析規定の正当化

諸外国にも同様の発想が見られる

Indeed, when acts of reproduction are carried out for the purpose of search and TDM, the work **is not used as a work**, it only serves as a tool or data for deriving other relevant information. The expressive features of the work are not used, and there is no public to **enjoy** the work, as the work is only an input in a process for searching a corpus and identifying occurrences and possible trends or patterns.

Even if the new Art. 4 allows for some commercial activities to be exempted, the analysis based on “**the use of the work as a work**” condition for copyright infringement remains necessary to address other types of copying for the purpose of providing information. These include copies for checking mistakes and plagiarism, copies to use or repair a protected work with a utilitarian function, non-transitory copies made on proxy servers, smart disclosure systems and many other uses that cannot be anticipated.

Rossana Ducato / Alain Strowel, Limitations to Text and Data Mining and Consumer Empowerment: Making the Case for a Right to “Machine Legibility”, IIC 2019,667 et seq.

# 情報解析規定の正当化

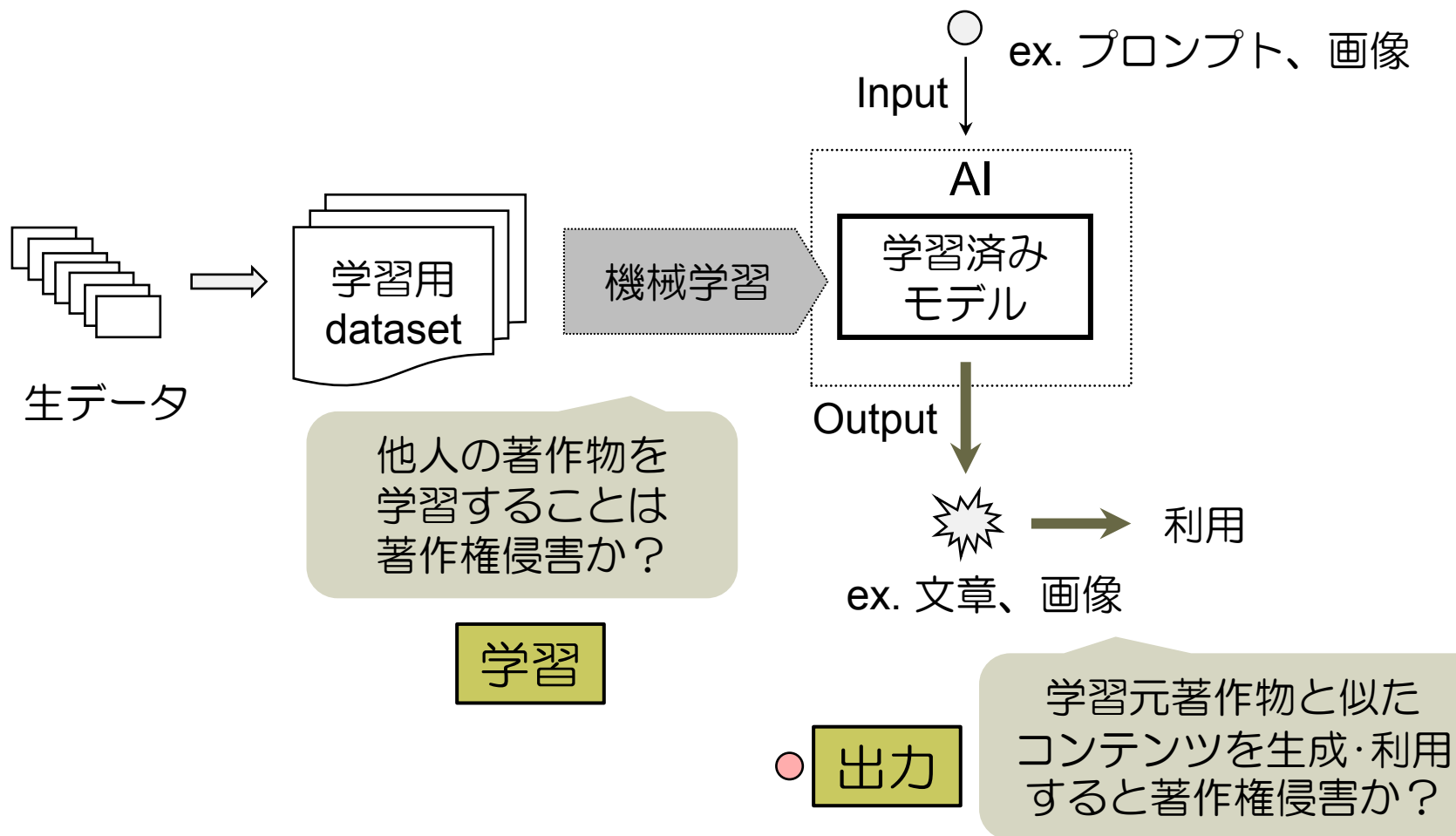
前田健「生成AIにおける学習用データとしての利用と著作権」(有斐閣オンラインL2312004) (2024年1月29日)

以上の検討によれば、日本が「機械学習パラダイス」であるとの評価もあながち不当ではない。諸外国に見られるような要件の多くが、日本法では課されないからである。しかし、以下に述べるように、日本法の権利制限の範囲が不当に広く、著作権者の利益に後退を強いるものであるという評価は妥当ではない。

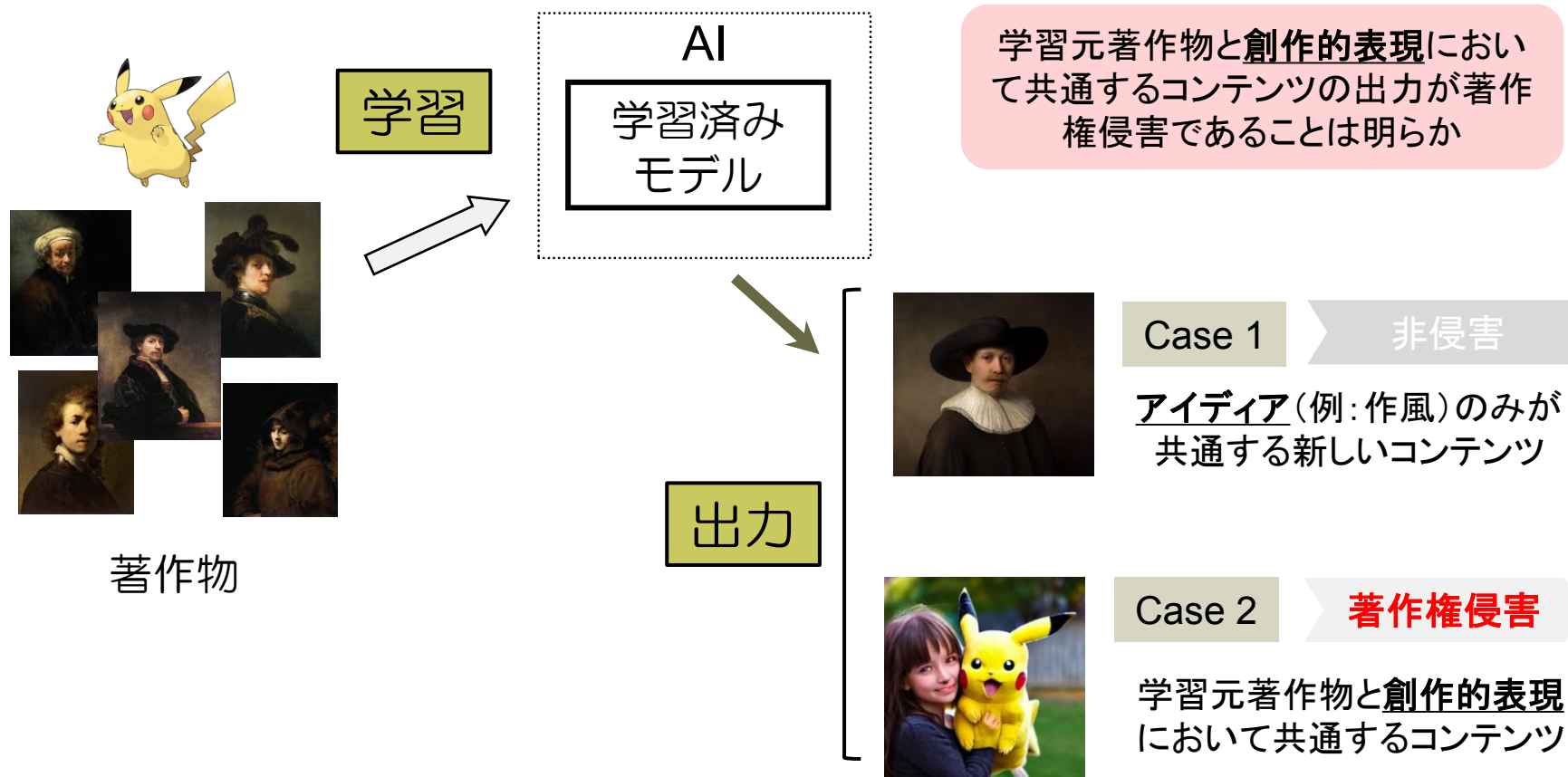
そもそも、日本の権利制限規定は、その理念として、生成AIビジネスのために著作権者の利益を後退させるものではなく、本来、著作権者に保護すべき利益のない場合には、形式的に著作物を利用する行為に該当しても、これを自由に利用してよいことを明確にしたにすぎない。上野がまさに著作権の「内的制約」と表現するとおり、**著作権に本来内在していた制約にすぎない**のである。確かに、学習用データとして利用される著作物が享受される結果となるときには、著作権者の利益は害されると言えるが、そのような利用は30条の4の下でも禁止される。むしろ商業目的や研究目的といった諸外国に見られる切り口ではなく、非享受目的に着目することで、著作権者の利益を必要十分に保護しているとさえ言い得る。

このような著作権の保護法益の理解は、決して日本特異なものではなく、また、立法政策としても妥当と評価できるように思われる。著作物は文化的所産であって、人間により鑑賞・享受されることを目的とするものである。文化的所産の創作を促すのが著作権法の目的であり、人間の鑑賞・享受の対象となるべきものを生産するのに必要十分なインセンティブを与えれば、著作権の目的を達成できると言える。

# 生成AIと著作権

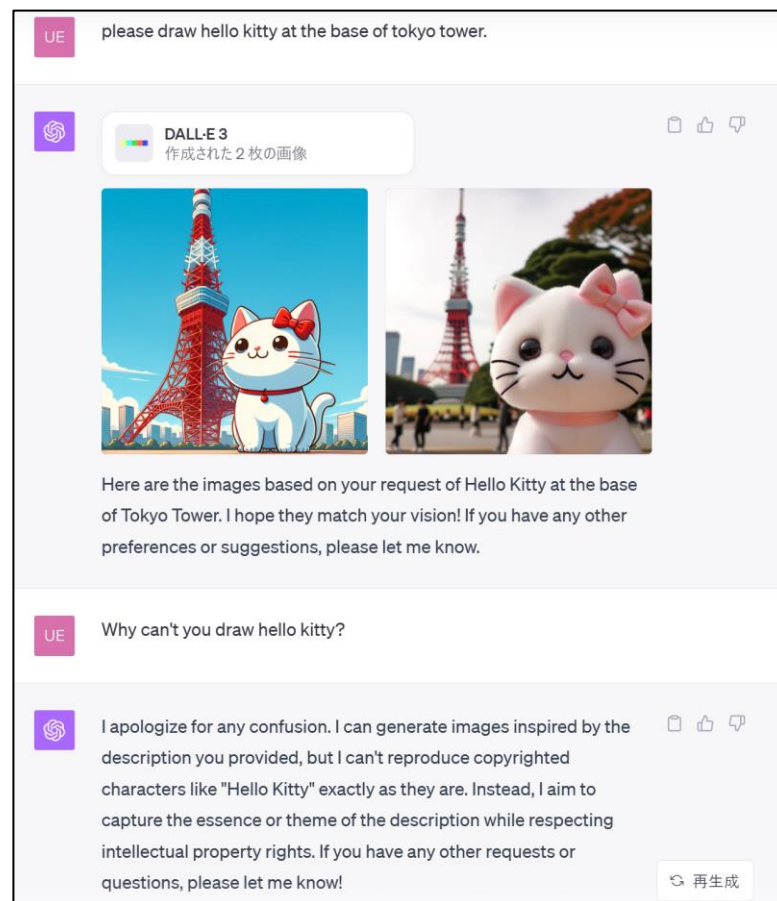
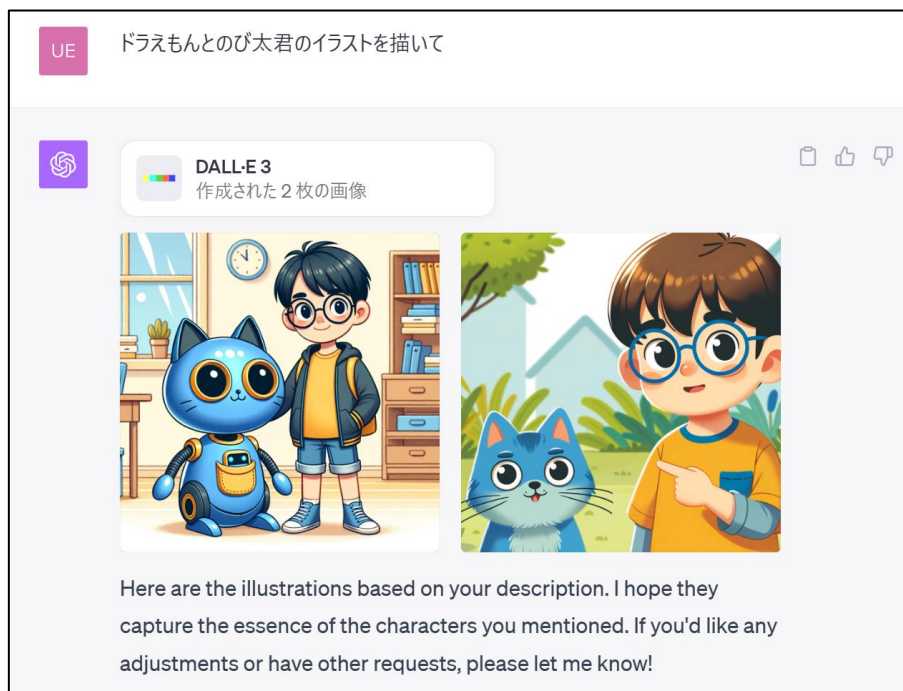


# 出力



# 違法有害なAI出力の防止

プロンプト  
フィルタリング？

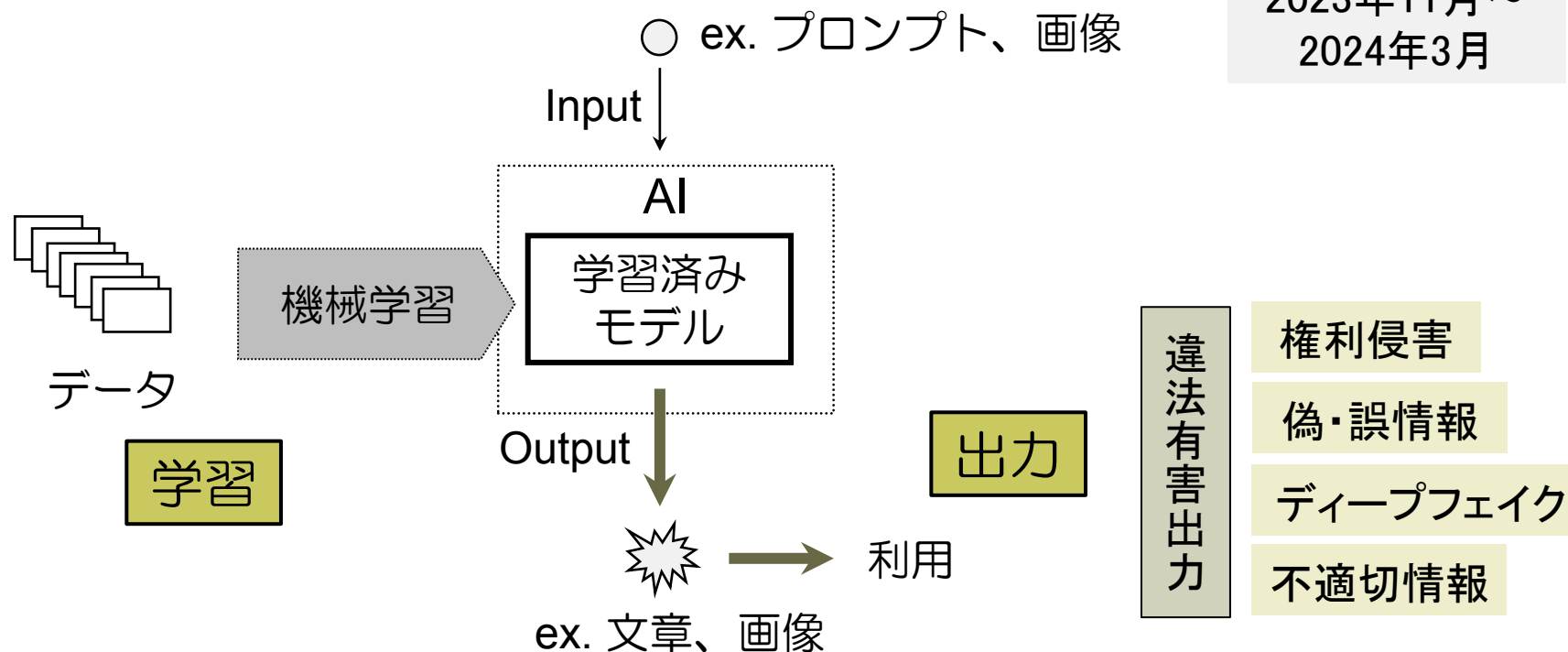


ChatGPT 4+  
DALL-E3

# 違法有害なAI出力の防止

NEDO「生成AIにおける権利侵害のリスク低減技術に関する検討委員会」

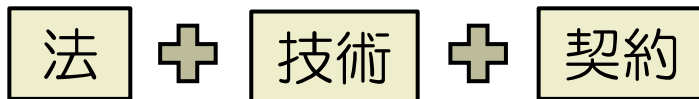
2023年11月～  
2024年3月



「学習」(入力)の自由を確保しつつ、生成AIによる違法有害な「生成」(出力)を防止する技術開発に期待



# 展望



## 知的財産戦略本部・AI時代の知的財産権検討会

2023年10月～

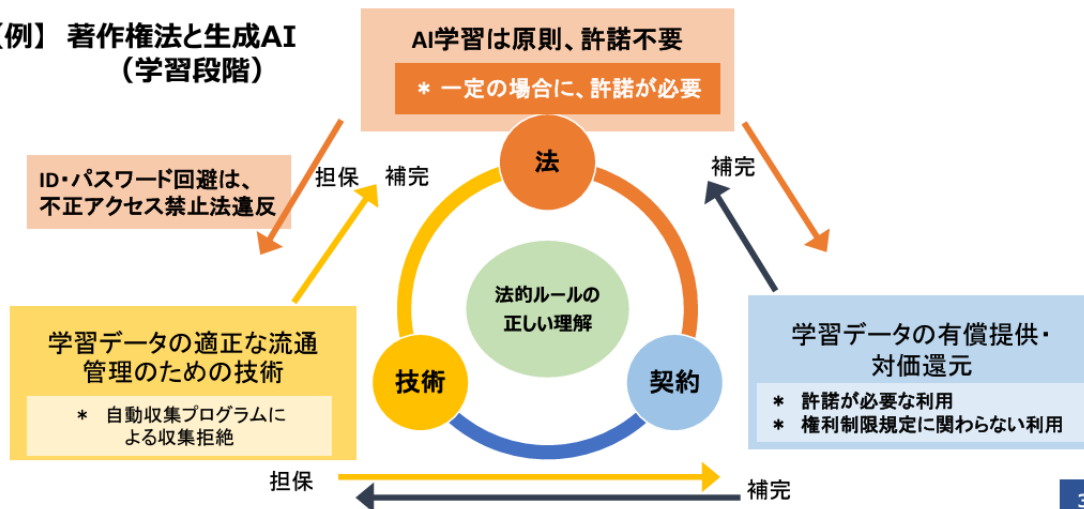
### (2) 生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

#### ア. 法・技術・契約の相関関係（侵害リスクへの対応の観点から）

AI学習や生成・利用の各段階において、リスク回避のためには、どのような場面で許諾が必要となるのかについて、法的ルールを正しく理解することが必要。

→ 法的ルールの正しい理解を土台にしつつ、法・技術・契約の各手段が相互補完的に役割を果たす相関関係にあることを意識する必要があるのではないか。

#### 【例】 著作権法と生成AI（学習段階）



横断的見地からの検討について  
(2024年3月)

# おわりに

- AI学習のための著作物利用は、著作権侵害に当たらない
- ただし、生成AIの出力が学習元著作物の表現と共通すると、著作権侵害に当たる
- 今後も「学習」の自由は維持し、権利侵害の「出力」の防止（技術）や契約による共存に注力すべき

上野達弘 早稲田大学教授

## 「生成」と「学習」区別し対応を

AI規制は有差な出力防止に絞り、情報解析の自由は堅持すべきだ

**ポイント**

- 著作権法の情報解析規定を議論活発に
- 生成AIの学習許可しても生成は別問題
- 日本は違法有害な出力防止に知恵を絞れ

生成AIの学習許可しても生成は別問題。著作権法の情報解析規定を議論活発に。日本は違法有害な出力防止に知恵を絞れ。

生成AIの学習許可しても生成は別問題。著作権法の情報解析規定を議論活発に。日本は違法有害な出力防止に知恵を絞れ。

個人情報保護に関する高木説との共通性？

# おわりに

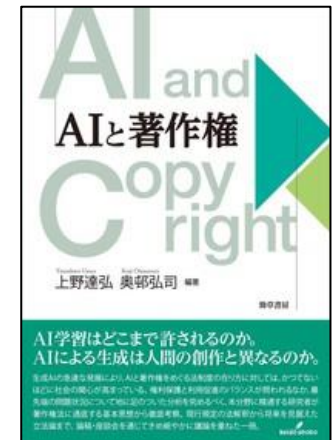
- 情報解析のための著作物利用は、著作物の「本来的利用」ではない「非享受利用」であり、基本的に、著作権が及ぶ対象外の行為だ、というのが日本法（平30改正）の理解  
→ 国際的にも注目されている理論的枠組み
- ただ、著作物の非享受利用は著作物の「本来的利用」に当たらないという考え（あるいは「非享受利用」の具体的内容）については、それが自明のものかどうか、それは時代の変化や技術の発展によって変わり得ないものなのかどうか、は長期的課題
- 結局、著作権の効力が及ぶべき著作物利用というのは一体どのようなものなのか、という、著作権制度の存在意義に関わる根本的な問いに逢着する

個人情報保護に関する高木説  
との共通性？

早稲田大学法学学術院

上野達弘

[uenot@waseda.jp](mailto:uenot@waseda.jp)



# EU AI Act

EU理事会（2024年5月21日）成立

## **Article 53** Obligations for providers of general-purpose AI models

1. Providers of general-purpose AI models shall:

[...]

(c) put in place a policy to **comply with Union copyright law**, and in particular to identify and comply with, including through state of the art technologies, **a reservation of rights expressed pursuant to Article 4(3) of Directive (EU) 2019/790**;

(d) draw up and make publicly available a **sufficiently detailed summary** about the content used for training of the general-purpose AI model, according to a template provided by the AI Office.

欧州AI法によって、EU域内で「汎用目的AI」を提供する者は、学習段階から、オプトアウトメカニズム（欧州DSM指令4条3項）に準拠する必要があるか